

令和4年

3月農業委員会総会議事録

■日 時	2022年（令和4年）3月14日（月）14：30～15：15	反訳：株式会社
■場 所	和泉市コミュニティーセンター4階中集会室	会議録研究所
■出席者 （敬称略） （議席順）	<p>[農業委員] 計（10名）</p> <p>1 橋本 卓爾 3 西辻 達佳 5 田口 榮男 2 橋本 卓爾 3 西辻 達佳 5 田口 榮男 6 藤原 松男 7 前田 敏行 8 福本 敏行 10 飯阪 保 11 森 勝義 12 友田 博文 13 式森 彦人</p> <p>[欠席委員] 計（3名）</p> <p>1 若林 主治 3 辻野 清一 8 岡田 如弘</p> <p>[事務局] 計（4名）</p> <p>中塚 好一 富永 利幸 西川 秀士 丸鳩 清乃</p>	
■提出資料	議案書	
■議案	<p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認について</p> <p>議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請承認について</p> <p>議案第3号 農用地利用集積計画の決定について</p> <p>議案第4号 生産緑地事業計画の決定について</p> <p>報告第1号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について</p> <p>報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の専決受理について</p> <p>報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の専決受理について</p>	

■議事内容

事務局	<p>定刻になりましたので、ただいまから進めさせていただきます。</p> <p>総会開会前に1つ、事務局から御報告事項がございます。</p> <p>和泉市農業委員会の推進委員であります中林幹夫委員が、今月4日に御逝去されたことを御報告申し上げます。なお、葬儀につきましては家族葬にて執り行われたとのことで、友田会長と事務局職員1名にて通夜式に参列し、中林委員の御冥福をお祈りしました。</p> <p>以上でございます。</p> <p>それでは、ただいまから令和4年3月の委員会総会を進めさせていただきます。</p> <p>開会に当たりまして、友田会長、御挨拶をお願いいたします。</p>
友田会長	<p>（時節の挨拶）</p> <p>では、早速ですが、本日の出席者数を事務局から報告願います。</p>
事務局	<p>本日の委員会に出席されております委員は10名でございます。</p> <p>欠席の旨、連絡のありました委員は、1番、若林委員、3番、辻野委員、8番、岡田委員。</p> <p>したがいまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定によりまして、本委員会が成立しておりますことを御報告いたします。</p>

友田会長

それでは、友田会長、議事進行、よろしくお願いいたします。
本日の議事録署名人は、7番、前田敏行委員、10番、飯阪保委員の御両名に願

いいたします。
(両委員の承諾あり)

それでは、議案書1ページをお願いいたします。

3月委員会議事日程、議案第1号から議案第4号、報告第1号から報告第3号とな

っておりますので、よろしくお願いいたします。
議案書2ページをお願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認について、農地所有権移転6

件に関する申請を別表のとおり定めるものとします。
議案書3ページをお願いします。

議案第1号、1と2番、東阪本町、上代町の物件につきまして、関連があることか

ら一括説明とします。
事務局から説明願います。

事務局

事務局の丸鳩でございます。

議案書3ページ、1番、2番について説明させていただきます。

許可を受けようとする土地の所在は東阪本町と上代町で、地目は田2筆、畑2筆、

面積は合わせて1,881㎡、譲渡人、譲受人、経営面積、年齢、人員、農地区分につ

きましては議案書記載のとおりでございます。
申請地は保全管理と野菜栽培されている農地であり、農地基本台帳において小作人

の登録がないことを確認しております。
申請地の立地は、譲受人の拠点となる場所から1.3から2km、軽トラックで5

分から10分の距離に位置しております。
譲受人は耕運機等を保有しており、農業従事日数は300日で、3年3耕作を行う

旨の誓約書が添付されております。
また、周辺地域との関係については、現在の耕作者である所有者と同様の作物及び

方法により行いますので、従来どおり行いますとのことです。
続きまして、地区担当の森富士雄推進委員、立花推進委員から受けました調査結果

を報告いたします。
現地を確認したところ、野菜栽培されている農地であり、譲渡人と譲受人に電話に

て意思確認したところ、譲渡人は申請地を譲渡することに同意されており、譲受人は

申請地で野菜を栽培する予定です。申請どおり問題ありませんとの報告を受けており

友田会長

事務局の説明が終わりました。

これにつきまして、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。

議案第1号、1・2番については許可することに決定します。

続きまして、議案第1号、3番、久井町の物件につきまして、事務局から説明願います。

事務局 議案書3ページ、3番について説明させていただきます。

許可を受けようとする土地の所在は久井町で、地目は田1筆、面積は671㎡、譲渡人、譲受人、経営面積、年齢、人員、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。

申請地は保全管理されている農地であり、農地基本台帳において小作人の登録がないことを確認しております。

申請地の立地は、譲受人の拠点となる場所から1km、車で10分の距離に位置しております。

譲受人は耕運機等を保有しており、農業従事日数は360日で、3年3耕作を行う旨の誓約書が添付されております。

また、周辺地域との関係については、周辺地域へ影響のないように耕作することです。

続きまして、地区担当の山本推進委員から受けました調査結果を報告いたします。

現地を確認したところ、遊休地であり、譲渡人と譲受人に電話または会って確認したところ、譲渡人は申請地を譲渡することに同意されており、譲受人は申請地で野菜・シイタケを栽培する予定です。申請どおり問題ありませんと報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

友田会長 事務局の説明が終わりました。

この件につきまして、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

異議なしということで、議案第1号、3番については許可することを決定します。

続きまして、議案第1号、4番、室堂町の物件につきまして、事務局から説明願います。

事務局 議案書3ページ、4番について説明させていただきます。

許可を受けようとする土地の所在は室堂町で、地目は田1筆、面積は168㎡、譲渡人、譲受人、経営面積、年齢、人員、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。

申請地は保全管理されている農地であり、農地基本台帳において小作人の登録がな

いことを確認しております。

申請地の立地は、譲受人の拠点となる場所から400m、徒歩で5分の距離に位置しております。

譲受人は耕運機を保有しており、農業従事日数は60日で、3年3耕作を行う旨の誓約書が添付されております。

また、周辺地域との関係については、所有している隣接地と同様に耕作をしていきますとのことです。

続きまして、地区担当の前田委員から受けました調査結果を報告いたします。

現地を確認したところ、保全管理と果樹栽培されている農地であり、譲渡人、譲受人に電話にて意思確認いたしました。譲渡人は譲渡することに同意されており、譲受人は申請地で野菜栽培をする予定であります。申請どおり問題ありませんとの報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

友田会長

事務局の説明が終わりました。

この件につきまして、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。

異議なしということで、議案第1号、4番については許可することを決定いたします。

続きまして、議案第1号、5番、観音寺町の物件につきまして、事務局から説明願います。

事務局

議案書3ページ、5番について説明させていただきます。

許可を受けようとする土地の所在は観音寺町で、地目は田1筆、畑1筆、面積は合わせて495㎡、譲渡人、譲受人、経営面積、年齢、人員、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。

申請地は保全管理されている農地であり、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。

申請地の立地は、譲受人の拠点となる場所から500m、軽貨物自動車で5分の距離に位置しております。

譲受人はトラクター等を保有しており、農業従事日数は60日で、3年3耕作を行う旨の誓約書が添付されております。

また、周辺地域との関係については、近隣に迷惑をかけないように営農しますとのことです。

続きまして、地区担当の片桐推進委員から受けました調査結果を報告いたします。

現地を確認したところ、野菜栽培されている農地であり、譲渡人・譲受人に電話で

意思確認いたしました。譲渡人は申請地を譲渡することに同意されており、譲受人は申請地で野菜栽培を予定しております。申請どおり問題ありませんとの報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

友田会長

事務局の説明が終わりました。

この件につきまして、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

異議なしということで、議案第1号、5番については許可することを決定いたします。

続きまして、議案第1号、6番、池田下町の物件につきまして、前田委員が農業委員会に関する法律第31条の議事参与の制限により、審議が終わるまで退席となります。

(前田敏行委員退席)

事務局、説明願います。

事務局

議案書3ページ、6番について説明させていただきます。

許可を受けようとする土地の所在は池田下町で、地目は田1筆、面積は995㎡、譲渡人、譲受人、経営面積、年齢、人員、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。

申請地は遊休地であり、農地基本台帳において小作人の記載がないことを確認しております。

申請地の立地は、譲受人の拠点となる場所から500m、軽トラックで5分の距離に位置しております。

譲受人はトラクター等を保有しており、農業従事日数は180日で、3年3耕作を行う旨の誓約書が添付されております。

また、周辺地域との関係については、農薬の使用について周辺農地に支障のないよう使用しますとのことです。

続きまして、地区担当の藤原副会長から受けました調査結果を報告いたします。

現地を確認したところ、遊休地であり、譲渡人に電話にて意思確認いたしました。譲受人に面談したところ、水田に回復すべく雑草の草取りを実施するとのこと。遊休地の解消に大いに期待できると思慮される。申請どおり問題ありませんとの報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

友田会長

事務局の説明が終わりました。

この件につきまして、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。

異議なしということで、議案第1号、6番については許可することに決定いたします。

(前田敏行委員入室)

議案書4ページをお願いいたします。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請承認について、農地を農地以外の用途に転用2件に関する申請を別紙のとおり定めるものといたします。

議案書5ページをお願いいたします。

議案第2号、番号1、仏並町の物件について、事務局から説明願います。

事務局

事務局の西川でございます。

議案書5ページ、1番について説明させていただきます。

物件の所在地は仏並町で、地目は田2筆、面積は合計1,206㎡、転用目的、申請人、施設物、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。

また、農地基本台帳において小作人の記載がないことを確認しております。

農地転用の許可要件に規定されております立地基準につきましては、市街地化の傾向が著しい区域に近接する農地の区域で、その規模が10ha未満の農地であるため、2種農地と判断します。

転用目的は露天資材置場で、申請人は建築資材の販売・レンタル会社からの要望を受け、メッシュシートなどの資材置場を設置するものです。

続きまして、地区担当の式森委員から受けました調査結果を報告いたします。

申請地は遊休農地である。申請人に電話にて確認したところ、転用目的は申請内容に間違いなく、許可後速やかに転用変更する。また、申請地を転用することにより、周辺農地及び水路などへの影響はないと認められるとのことであり、許可やむを得ないと認めますとの報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

友田会長

事務局の説明が終わりました。

この件につきまして、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。

異議なしということで、議案第2号、番号1については許可やむを得ないということで大阪府に報告いたします。

続きまして、議案第2号、2番、仏並町の物件につきまして、事務局から説明願

事務局

ます。

議案書5ページ、2番について説明させていただきます。

物件の所在地は仏並町で、地目は畑1筆、面積は6,706㎡のうち、2,479.49㎡、転用目的、申請人、施設物、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。

また、農地基本台帳において小作人の登録がないことを確認しております。

農地転用の許可要件に規定されております立地基準につきましては、中山間地域などにある農業公共投資の対象となっていない小集団の農地であるため、2種農地と判断します。

転用目的は農地造成で、申請地は傾斜地で耕作が困難であり、埋立てにより耕作しやすい形状にして活用するため、1年間の一時転用許可を取り農地造成を行うもので、造成後はハクサイ、大根、タマネギ、キャベツ、花卉栽培などを予定しております。

埋め立てる土砂は約1万㎡で、建設残土のうち、営農に適した良質土で埋立てを行うとのことです。

また、雨水については地下排水管やU字溝を設置し、沈砂地を經由して既存水路に放流するとのことで、申請地には水利組合がありませんが、隣接農地耕作者及び地元町会に説明を行い、同意をいただいております。

他法令の状況については、市の埋立許可を取得済みであるほか、近郊緑地保全区域内であるため、大阪府への埋立ての届出も済んでいるなど、必要な手続は既に済んでおります。

続きまして、地区担当の式森委員から受けました調査結果を報告いたします。

申請地は遊休農地である。申請人に電話にて確認したところ、転用目的は申請内容に間違いなく、許可後速やかに農地造成を行い、造成後は耕作を行う。また、申請地を一時転用することにより、周辺農地及び水路などへの影響はないと認められるとのことであり、許可やむを得ないと認めますとの報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

友田会長

事務局の説明が終わりました。

この件につきまして、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

異議なしということで、議案第2号、番号2については許可やむを得ないということで大阪府に報告いたします。

議案書6ページをお願いします。

議案第3号 農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条の規定による農用地利用集積計画11件を別表のとおり

事務局	<p>り定めるものといたします。</p> <p>議案書7ページをお願いいたします。</p> <p>議案第3号、1番、芦部町の物件について説明願います。</p> <p>議案書7ページ、1番について説明させていただきます。</p> <p>物件の所在地は芦部町で、地目は田1筆、面積は277㎡でございます。</p> <p>貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。</p> <p>申請地は保全管理されている農地であり、農地基本台帳において小作人の登録がないことを確認しております。</p> <p>続きまして、地区担当の片桐推進委員から受けました調査結果の報告をいたします。</p> <p>現地確認を行い、保全管理されている農地であり、貸し手、借り手に意思確認を電話でいたしました。貸し手は申請地を貸すことに同意されており、借り手は申請地で水稻を栽培する予定であります。申請どおり問題ありませんとの報告を受けております。</p> <p>また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。</p> <p>以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。</p>
友田会長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>この件につきまして、異議、意見はございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>異議なしということで、議案第3号、1番については決定することといたします。</p> <p>続きまして、議案第3号、番号2、三林町の物件について、事務局から説明願います。</p>
事務局	<p>これ、田口さんの物件なんで、議事参与で。</p>
友田会長	<p>田口さん、すみません。</p> <p>(田口榮男委員退席)</p>
事務局	<p>大変申し訳ないです。お願いします。</p>
事務局	<p>議案書7ページ、2番について説明させていただきます。</p> <p>物件の所在地は三林町で、地目は田1筆、面積は2,528㎡でございます。</p> <p>貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。</p> <p>申請地は水稻栽培されている農地であり、農地基本台帳において小作人の登録がないことを確認しております。</p> <p>続きまして、地区担当の坂口推進委員から受けました調査結果を報告いたします。</p> <p>現地確認を行い、水稻栽培されている農地であり、貸し手、借り手に意思確認を電</p>

話でいたしました。貸し手は申請地を貸すことに同意されており、借り手は申請地で水稲栽培をする予定です。申請どおり問題ありませんと報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

友田会長 事務局の説明が終わりました。

この件につきまして、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

異議なしということですので。ありがとうございます。議案第3号、2番については決定することといたします。

(田口榮男委員入室)

続きまして、議案第3号、番号3、芦部町の物件について、事務局から説明願います。

事務局 議案書7ページ、3番について説明させていただきます。

物件の所在地は芦部町で、地目は田2筆、面積は合計1,800㎡でございます。

貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地は水稲栽培されている農地であり、農地基本台帳において小作人の登録がないことを確認しております。

続きまして、地区担当の片桐推進委員から受けました調査結果を報告いたします。

現地確認を行い、水稲栽培されている農地であり、貸し手、借り手に意思確認を電話と会っていたしました。貸し手は申請地を貸すことに同意されており、借り手は申請地で水稲を栽培する予定であります。申請どおり問題ありませんと報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

友田会長 事務局の説明が終わりました。

この件につきまして、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。

議案第3号、3番については決定することといたします。

続きまして、議案第3号、番号4、仏並町の物件につきまして、事務局から説明願います。

事務局 議案書7ページ、4番について説明させていただきます。

物件の所在地は仏並町で、地目は畑1筆、面積は3,357㎡でございます。

貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地は野菜栽培されている農地であり、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。

続きまして、地区担当の飯阪委員から受けました調査結果を報告いたします。

現地確認を行い、野菜栽培されている農地であり、貸し手、借り手に意思確認を電話でいたしました。貸し手は申請地を貸すことに同意されており、借り手は申請地で野菜を栽培する予定であります。申請どおり問題ありませんとの報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

友田会長 事務局の説明が終わりました。

この件につきまして、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

議案第3号、4番については決定することといたします。

続きまして、議案第3号、番号5、北田中町の物件について、事務局から説明願います。

事務局 議案書7ページ、5番について説明させていただきます。

物件の所在地は北田中町で、地目は田2筆、面積は合わせて1,034㎡でございます。

貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地は野菜栽培されている農地であり、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。

続きまして、地区担当の飯阪委員から受けました調査結果の報告をいたします。

現地確認を行い、野菜栽培されている農地であり、貸し手、借り手に意思確認を電話でいたしました。貸し手は申請地を貸すことに同意されており、借り手は申請地で野菜を栽培する予定であります。申請どおり問題ありませんと報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

友田会長 事務局の説明が終わりました。

この件について、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

異議なしということで、議案第3号、5番については決定することといたします。
続きまして、議案第3号、番号6、7、国分町の物件について、事務局から説明願
います。

事務局 議案書7ページ、6番、7番について、関連があることから一括説明させていただきます。

物件の所在地は国分町で、地目は田5筆、面積は合わせて2,140㎡でございます。

貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分
につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地は野菜栽培されている農地であり、農地基本台帳において小作人の登録がない
ことを確認しております。

続きまして、地区担当の井阪推進委員から受けました調査結果の報告をいたしま
す。

現地確認を行い、カリフラワーとホウレンソウを栽培されている農地であり、貸し
手、借り手に意思確認を電話でいたしました。貸し手は申請地を貸すことに同意され
ております。借り手は申請地で野菜を栽培する予定であります。申請どおり間違いあ
りませんとの報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでし
た。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしく
お願いいたします。

友田会長 事務局の説明が終わりました。

この件につきまして、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

異議なしということで、議案第3号、6と7番については決定することといたしま
す。

続きまして、議案書8ページをお願いします。

議案第3号、番号8・9、小野田町の物件について、事務局から説明願います。

事務局 議案書8ページ、8番、9番について、関連があることから一括説明させていただきます。

物件の所在地は小野田町で、地目は田2筆、面積は3,463㎡でございます。

貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分
につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地は野菜栽培されている農地であり、農地基本台帳において小作人の登録がない
ことを確認しております。

続きまして、地区担当の岡田委員から受けました調査結果の報告をいたします。

現地確認を行い、野菜栽培されている農地であり、貸し手、借り手に意思確認をい
たしました。貸し手は申請地を貸すことに同意されております。借り手は申請地で野

業栽培する予定です。申請どおり間違いありませんと報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

友田会長

事務局の説明が終わりました。

この件につきまして、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

異議なしということで、議案第3号、8番、9番につきましては決定いたします。

続きまして、議案第3号、番号10、久井町の物件について、事務局から説明願います。

事務局

議案書8ページ、10番について説明させていただきます。

物件の所在地は久井町で、地目は田3筆、面積は合わせて1,796㎡でございます。

貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地は野菜栽培されている農地であり、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。

続きまして、地区担当の山本推進委員から受けました調査結果の報告をいたします。

現地確認を行い、ミカン、野菜栽培されている農地であり、貸し手、借り手に会って意思確認をいたしました。貸し手は申請地を貸すことに同意されており、借り手は申請地で野菜を栽培する予定であります。申請どおり問題ありませんとの報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

友田会長

事務局の説明が終わりました。

この件につきまして、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

異議なしということで、議案第3号、10番については決定することといたします。

続きまして、議案第3号、番号11、観音寺町、阪本町の物件について、事務局から説明願います。

事務局

議案書8ページ、11番について説明させていただきます。

物件の所在地は観音寺町と阪本町で、地目は田3筆、面積は合わせて2,306㎡でございます。

貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地は野菜、水稻栽培されている農地であり、農地基本台帳において小作人の登録がないことを確認しております。

続きまして、地区担当の片桐推進委員から受けました調査結果の報告をいたします。

現地確認を行い、野菜、水稻栽培されている農地であり、貸し手に意思確認を電話にていたしました。貸し手は申請地を貸すことに同意されております。申請どおり問題ありませんと報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

友田会長

事務局の説明が終わりました。

この件につきまして、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。

異議なしということで、議案第3号、11番については決定することといたします。

議案書9ページをお願いいたします。

議案第4号 生産緑地事業計画の決定について、都市農地の賃借の円滑化に関する法律（平成30年法律第68号）第4条の規定による事業計画1件を別表のとおり定めるものといたします。

議案書10ページをお願いします。

議案第4号、番号1、納花町の物件について、事務局から説明願います。

事務局

議案書10ページ、1番について説明させていただきます。

物件の所在地は納花町で、地目は田1筆、面積は393㎡でございます。

貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地は水稻栽培されている農地であり、農地基本台帳において小作人の登録がないことを確認しております。

貸し手は高齢のため、耕作が困難となってきたため、借り手に当該生産緑地を耕作してもらうこととなりました。

なお、借り手については、昨年3月に続いて今回2回目の事業計画提出となっております。

続きまして、地区担当の田口委員から受けました調査結果の報告をいたします。

現地確認を行い、水稻栽培されている農地であり、貸し手、借り手に電話にて意思確認をいたしました。貸し手は申請地を貸すことに同意されており、借り手は申請地

で水稻を栽培する予定であります。申請どおり問題ありませんと報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

友田会長 事務局の説明が終わりました。

この件につきまして、異議、意見はございませんか。

橋本委員 ちょっとすみません、ちょっとごめんなさい。これ、非常にレアケースでちょっと中身を教えてほしいんですけども、貸し手と借り手の関係性、ちょっと御説明お願いできますか。

事務局 同じ石川さんなんですけれども、親戚とかもうそういった関係は一切ございません。昨年3月に和泉市で初めて2件同時に生産緑地の事業計画のほうが出たと思うんですけども、その方のお一人が石川昭男さんで、今回追加分という形で申請のほうが出ております。去年はそこに経営面積ということで3,301㎡ということで記載のほうをさせていただいておるんですけども、これが昨年事業計画の決定をいただいた面積です。今回は393㎡を追加で耕作されるということになっております。

以上です。

橋本委員 すみません、ちなみに石川昭男さんの、問題なかったら年齢、アバウトで結構ですから、何歳ぐらいの方ですか。

事務局 すみません、たしか60代の方やったと思うんです。

橋本委員 そうですか。でも、十分に農業はおやりになれるという……

事務局 そうですね。昨年、これ事業計画でされた分についても営農のほうもしっかりされているということで聞いておりますので。

橋本委員 はい。ありがとうございます。

友田会長 よろしいですか。他に意見はございませんか。

(異議なしの声)

異議なしということで、議案第4号、番号1については決定することといたします。

次に、報告案件に移ります。

議案書11ページをお願いいたします。

報告第1号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第70条の6第1項の規定の適用を受けた特例農地の利用状況1件について、別表のとおり確認するものといたします。

12ページを御参照ください。

議案書13ページをお願いいたします。

報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の専決受理について、農

地を農地以外の用途に転用3件を専決により受理しましたので、報告いたします。

14ページを御参照ください。

次に、議案書15ページ、報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の専決受理について、農地を農地以外の用途に転用するため、所有権移転2件を専決により受理しましたので、報告いたします。

16ページを御参照ください。

以上、本日の審議は全て終了しました。

ほかにございませんか。

(質問等なし)

なければ、本日の農業委員会の会議を終了させていただきたいと思えます。

本日は、委員皆様方にはお忙しい中、誠にありがとうございました。これで終了いたします。よろしく願います。ありがとうございました。

閉会時間 15時15分

上記会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するためにここに署名する。

会 長

委 員

委 員